

富山市商工業振興資金融資制度のご案内

1 富山市商工業振興資金融資制度の特長

利子の一部助成をおこない、中小企業者の負担軽減に努めています。

融資利率の一定割合を富山市が中小企業者の皆様に助成します。

(ただし、緊急経営基盤安定資金は除きます。)

(例1: 運転資金では、融資利率の内0.7%相当額を市が助成します。)

(例2: 設備投資支援資金では、融資利率の内1.5%相当額を市が助成します。)

2 融資申し込みできる中小企業者

資本金要件又は従業員要件のいずれかに該当すれば申し込みできます。(一部業種については例外があります。)

業種	資本金・出資金の総額	常時使用する従業員
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・その他業種	3億円以下	300人以下

※許認可を必要とする業種は、その許認可を受けていなければなりません。

3 申し込みできない業種

- (1) 農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業
- (2) 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
- (3) 風俗営業・風俗関連営業の許可対象業種
- (4) パチンコホール・スロットマシン等の風俗営業(ゲームセンターを除く。)
公務・教育・宗教等
- (5) その他保証対象外業種

4 取扱金融機関

富山県内にある下記金融機関の本・支店

みずほ銀行・三井住友銀行・第四北越銀行・北陸銀行・富山銀行・北國銀行・福井銀行
富山第一銀行・富山信用金庫・高岡信用金庫・にいかわ信用金庫・新湊信用金庫
富山県信用組合・商工組合中央金庫・なのはな農業協同組合・富山県医師信用組合

【お問合せ先】

商業労政課 商業振興係

TEL 076-443-2070

FAX 076-443-2183

